

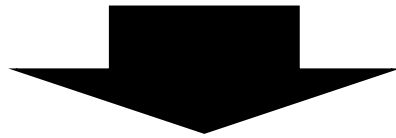
高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施の開始について

千葉市 保健福祉局
健康福祉部 健康推進課



1. 概要

- 高齢者の疾病予防・健康づくりの推進、特に後期高齢者に対してその特性に合わせた取組が必要
- 75歳以上における保健事業を広域連合から市町村に委託し、既に市町村で実施している介護予防の取組と一体的に行うことが全国で進められている
(令和6年度までに開始することとなっている)



千葉市においても令和4年度より段階的に医療専門職を配置し、フレイルが疑われる高齢者に対する保健指導や、通いの場への積極的な関与などを進める。

2. 事業の現状

令和2年度第2回
資料2（一部改変）

40歳～

～74歳

75歳～

特定健診〔健康支援課〕
糖尿病性腎症重症化予防・低栄養防止等
〔健康推進課〕

健康診査〔健康支援課〕
口腔健康診査
〔健康推進課〕

課題①

65歳～

課題②

介護予防事業（地域支援事業）

〔高齢福祉課・介護保険管理課・介護保険事業課・
地域包括ケア推進課・健康推進課〕 課題③

主な課題 ①年齢による保健事業の分断 ②保健事業と介護予防事業の分断

➡75歳以上の保健事業（上段）について、市町村が広域連合からの委託を受けて介護予防と一体的に実施できるよう法改正（令和2年4月）
委託に当たっては国の特別調整交付金を活用可能。

3. 一体的実施のイメージ図

地域

保健事業

疾病予防
重症化予防

市役所

市役所

医療機関等

医療機関等

かかりつけ医等

各区健康課に配置
→既存事業の充実
を図る

介護予防の 事業等



生活機能の改善
フレイル予防

医療専門職
・日常生活圏域毎に配置
・通いの場に関与



企画調整を行う
医療専門職

KDB分析による課題の把握、
支援が必要な高齢者の特定



新たなアプローチ
を実施



4. 千葉市高齢者保健福祉推進計画との関係

千葉市高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）

基本方針 1 高齢者が生きがいをもって元気であるための
地域づくりを目指して～健康寿命～

（3）自立支援と重度化防止 主な取組事業

「住民主体の通いの場に対する医療専門職派遣（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のための医療専門職の配置）」

医療専門職を配置し、住民主体の通いの場においてフレイルに関する知識の周知を行うとともに、参加者の健康状態を把握し、支援が必要な者について地域関係機関（医療機関、あんしんケアセンター）等と連携した支援を行います。

➡令和4年度より区健康課に医療専門職を段階的に配置
（保健師又は看護師・管理栄養士・歯科衛生士）

5. 実施内容

①KDB（健診データ等）から支援が必要な人を抽出
本庁（健康推進課）において実施
→健康課へデータ提供：医療専門職がアプローチ

②通いの場参加者の健康状態把握
健康課：質問票等を活用
→内容に応じた保健指導、必要に応じ支援先につなぐ

③通いの場でのフレイル予防の啓発
健康課：医療専門職による健康教育

※②と③については、現在も介護予防の取組として一部行われている内容であるが、質問票の活用など事業内容の充実や、新たな専門職配置によるアプローチ量の増加が期待できる。

6. 実施の流れ

計 画

実 施

- データを活用した地域の健康課題の把握
- 実施内容について、関係機関と合意形成を図る

本庁

- KDBから支援が必要な人を抽出

区健康課

- 医療専門職からのアプローチ
- 通いの場参加者の健康状態把握
- 通いの場でのフレイル予防啓発

フレイルが疑われる高齢者への個別的支援

- 健康課で支援継続
- あんしんケアセンターへ紹介
- 通いの場を紹介・継続
- 健診・医療機関の受診勧奨

その場で助言
(個別支援不要)

地域の関係機関との連絡調整

7. その他の体制整備

- 地域の医療関係団体と連携し、事業実施・評価に係る意見聴取や合意形成を図るため、千葉市健康づくり推進協議会に高齢者保健事業評価部会を設置する（令和3年8月開催の協議会において了承）
- 新たに配置する医療専門職等向けに、来年度初めに研修を実施する予定

8. 今後のスケジュール

- 令和4年　～3月　医療専門職募集
（花見川区、若葉区）
- 4～5月　医療専門職の配置
　　第1回部会開催
　　研修等の実施
- 6～7月　一体的な実施を開始

- 令和5年（予定）　稲毛区、美浜区において開始

- 令和6年（予定）　中央区、緑区において開始